

傷害保険【特定感染症危険支払特約】

新型コロナウイルス感染症は、5 類感染症への変更に伴い補償対象外になります

弊社では2020年7月に、感染症法（※1）における1 類感染症から3 類感染症を補償対象とする特約である特定感染症危険支払特約（※2）に新型コロナウイルス感染症追加補償特約（特定感染症用）を自動追加することで、新型コロナウイルス感染症（※3）を補償対象としてきました。

しかしながら、2023年5月8日から新型コロナウイルス感染症は、感染症法上の「5 類感染症」に位置付けられる予定です。「5 類感染症」に変更となった場合、特定感染症危険支払特約および新型コロナウイルス感染症追加補償特約（特定感染症用）の補償対象として規定する「特定感染症」の定義から外れることとなります。

したがって、「5 類感染症」に変更となった日（2023年5月8日予定）以降に新型コロナウイルス感染症を発病した場合、保険期間の開始日に関係なく、特定感染症危険支払特約および新型コロナウイルス感染症追加補償特約（特定感染症用）での保険金支払の対象外となります。

なお、この取扱いの変更に伴う保険料の変更はありません。
また、病気全般による入院を補償対象としている医療保険などの商品・特約に関しましては、「5 類感染症」となった場合でも、従来どおり「入院」された場合には補償対象となります。

（※1）「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）をいいます。以下同じです。

（※2） 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」支払特約 および 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」支払特約をいいます。以下同じです。

（※3） 2020年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りです。以下同じです。

対象商品・特約

| | |
|-----------------------------|--|
| 傷害総合保険 こども総合保険 普通傷害保険 | <ul style="list-style-type: none"> 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」支払特約（新型コロナウイルス感染症追加補償特約（特定感染症用）セット） 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」支払特約（新型コロナウイルス感染症追加補償特約（特定感染症用）セット） |
| ベーシック傷害保険 | <ul style="list-style-type: none"> 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」支払特約（新型コロナウイルス感染症追加補償特約（特定感染症用）セット） |

(参考) 感染症法上の分類と特定感染症危険支払特約における補償の有無

| 分類 | 補償対象 | 主な感染症 | |
|---------------|---------|--|--|
| | | 2023年5月7日まで | 2023年5月8日以降 |
| 1類感染症 | ○ | エボラ出血熱、痘そう、ペスト、ラッサ熱等 | |
| 2類感染症 | ○ | 急性灰白髄炎、結核、SARS、MERS、鳥インフルエンザ(H5N1、H7N9)等 | |
| 3類感染症 | ○ | 細菌性赤痢、コレラ、腸管出血性大腸菌感染症(O157)、腸チフス、パラチフス | |
| 4類感染症 | × | A型肝炎、黄熱、狂犬病等 | |
| 5類感染症 | × | 季節性インフルエンザ、梅毒、麻しん等 | 季節性インフルエンザ、梅毒、麻しん等 新型コロナウイルス感染症 (※1)(※2) |
| 新型インフルエンザ等感染症 | ○⇒×(※1) | 新型コロナウイルス感染症 (※2) | |
| | × | 上記以外(現在は該当なし) | |
| 指定感染症 | ○(※3) | 現在は該当なし | |

○：補償対象、×：補償対象外

2023年2月現在

(※1) 5類感染症に変更となった日以降の発病から補償対象外となります。

(※2) 2020年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りです。

(※3) 2022年4月1日以降に保険期間を開始する契約より、政令により1類から3類までの感染症と同程度の措置が講じられる場合に限り補償対象としています。ただし、現在は対象となる感染症はありません。

このチラシは、2023年2月時点での情報にもとづき作成しています。
新型コロナウイルス感染症の5類感染症への変更に関する最新情報は、政府の方針が決まりましたら弊社ホームページにてご案内します。

- このチラシは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、パンフレット等をご覧ください。また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」等)を、事前に必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIG損害保険株式会社

お問い合わせ・お申し込みは

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)



<https://www.aig.co.jp/sonpo>